

社団法人 兵庫県測量設計業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人兵庫県測量設計業協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神戸市中央区北長狭通4丁目7番32号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、測量設計業のもつ社会的使命に応えるため、測量設計に関する技術の研究及び開発並びに教育指導並びに経営の安定化に関する調査研究を行うことにより、兵庫県内における測量設計業の健全な発展及び公共事業の促進に寄与するとともに、地域社会の発展と公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 測量設計に関する技術の研究及び開発並びに教育指導
- (2) 経営の安定化に関する調査研究
- (3) 測量設計に関する情報及び資料の収集、交換及び提供
- (4) 測量設計業の社会的使命に対する宣伝啓蒙
- (5) 関係行政機関に対する協力
- (6) 関係機関及び諸団体との交渉連絡及び提携
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した兵庫県内に本社又は本店を有する法人又は兵庫県内に事務所を有する個人で、測量法に定める測量業者の登録又は建設コンサルタントの登録規程に定める登録を受けたもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した兵庫県内に支店又は営業所を有する法人で、測量法に定める測量業の登録又は建設コンサルタントの登録規程に定める登録を受けたもの
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

(会 費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第8条 この法人は、前条の規定により新たに入会する者から総会において別に定める入会金を徴収することができる。

(退会)

第9条 会員は退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が廃業し、死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人以上2人以内

(3) 理事 12人以上17人以内 (会長及び副会長を含む)

(4) 監事 2人

2 役員は、総会において選任する。

3 理事は、互選により専務理事を1人定めることができる。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 専務理事は、常務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決により会長が任免する。

第4章 会 議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、2月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第21条 会議は会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとする。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(委員会)

第27条 この法人は、その目的を達成するために必要な事項を調査、研究、審議又は実施するために、委員会を設置する。

2 委員会の種類、組織、権限、運営その他必要な事項については、別に定める。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(予算及び決算)

第31条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内にその年度末の財務諸表及び財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、兵庫県知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和55年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第19条第1項第1号及び第2項第2号並びに第31条の規定にかかわらず創立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和55年3月31日までとする。

附 則

この定款は、昭和63年5月10日から施行する。

この定款は、平成6年12月20日から施行する。

この定款は、平成10年7月21日から施行する。(第12条)

この定款は、平成14年6月13日から施行する。(第12条)

この定款は、平成19年3月19日から施行する。(第12条)